

労審発第 1399 号

令和 4 年 3 月 31 日

厚生労働大臣

後藤 茂之 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 4 年 3 月 30 日付け発職 0330 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問の
あった「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本
審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和4年3月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 人材開発分科会

分科会長 武石 恵美子

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和4年3月30日付け厚生労働省発職 0330 第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

令和4年3月31日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和4年3月30日付け厚生労働省発職 0330 第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

令和4年3月31日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 山川 隆一

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和4年3月30日付け厚生労働省発職 0330 第2号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は妥当と認める。